

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

年齢到達などにより後期高齢者医療制度に加入する方へ

年齢到達などにより、年度途中で後期高齢者医療制度に加入することになった方の保険料は、原則年金から特別徴収（年金から天引き）されますが、特別徴収されるまで時間がかかる為、しばらくの間納付書で支払っていただくことになります。

新たに後期高齢者医療制度に加入する方や、納付方法が変更となる方など、保険料の納め忘れが多くなっていますので、口座振替による納付をおすすめします。納付書でのお支払いは口座振替に変更でき、一度申請していただければ継続して口座振替されます。

これまで、国民健康保険料（税）を口座振替で納付していた方でも、改めて申請が必要になりますので、ご注意ください。

保険料を納期限内に納めましょう

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証（短期被保険者証）が交付される場合があります。

- ・災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、申請等について、税務住民課国保グループまでにお早めにご相談ください。
- ・納付書でお支払いの方は便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替への変更は市町村の担当課または金融機関で随時受付しております。詳しくは、税務住民課国保グループまでお問い合わせください。

問合せ先：東通村役場税務住民課国保グループ（☎0175-27-2111）

夜間の納付窓口・納税相談のご案内

下記の日程で夜間の納付窓口及び納税相談窓口を開設いたします。
仕事などで日中に税金の納付や相談が困難な方はどうぞご利用ください。

◆納付・相談窓口

東通村役場 税務住民課 ※正面玄関からお入りください

◆日時

・3月18日（月）～19日（火） 17:00～20:00

◆問合せ先 東通村税務住民課 税政グループ ☎27-2111（代表）

※納税相談や、連絡・納付のない滞納者については、差押え・公売等の滞納整理により税金の徴収を専門に行う「青森県市町村税滞納整理機構」への移管もありえますので適正な納税をお願いいたします。